



元 昭和村議会議員選挙選挙長告示第 2 号

令和元年6月23日執行の昭和村議会議員一般選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票は行わない。

令和元年 6 月 1 8 日

昭和村議会議員一般選挙選挙長 渡辺 重雄

